

指標 10.4.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 10.4.1 GDP 労働分配率

ターゲット 10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。

ゴール 10 各国内及び各国間の不平等を是正する。

定義及び根拠

○ 定義

我が国の国民経済計算において、労働分配率は国民所得（要素費用表示）に占める雇用者報酬の割合で得られる。

○ 概念

雇用者報酬とは、ある期間に企業から雇用者に労働の対価として支払われる現金及び関連する総報酬である。雇用者報酬は、1)賃金・俸給、2)雇主の社会負担を含む。

国民所得とは経済活動から一国に生じる所得の総量である。賃金、利子、貸出、利益の形でやりとりされるすべての支払いが含まれる。

雇用者とは有償の雇われてする仕事に従事するすべての労働者を指し、労働者は雇用者と自営業者から構成されるが、自営業者の所得は雇用者報酬には含まれない。

○ 根拠及び解釈

労働分配率は、ある期間に資本に分配される支払いと比較した雇用者への支払いの割合を示す。

本指標を効果的に理解するためには、経済成長の動向と合わせて考えることが重要である。一国の労働分配率は経済成長が労働者の収入にどの程度結びついているのかを示している。

データソース及び収集方法

内閣府『国民経済計算』による。

算出方法及びその他の方法論的考察

- 算出方法

労働分配率 = 雇用者報酬 ÷ 国民所得（要素費用表示） * 100

- コメントと限界

本指標は、自営業者の所得を含まないため、自営業者の比率が高い国では妥当性が低い。

データの詳細集計

なし

参考

なし

データ提供府省

内閣府経済社会総合研究所

関連政策府省

内閣府、厚生労働省

担当国際機関

国際労働機関（ILO）